

平成30年産から米政策が見直されます

平成30年産以降は…

👉ここが変わります👈

○今後は生産者・団体が中心となり需要に応じた生産に取り組むこととなります。

○米の直接支払交付金(7,500円／10a)は廃止されます。

👉今後継続します👈

○全国の需給見通しや価格動向などの情報提供は引続き行われます。

○水田活用の直接支払交付金による支援は引続き行われます。

主食用米・非主食用米・園芸作物等
バランスのとれた生産が一層必要です!!!



これからは私たちが実需者ニーズを収集しながら需要のあるものを作ることが大切だね。
米の直接支払交付金廃止に備え、収量向上や低コスト栽培、園芸作物の導入など収益確保にも取り組む必要があるね!!

広島県農業再生協議会では需要に応じた生産を目指し次のことに取り組みます

○広島県主食用米の「生産の目安」を設定します（12月予定）
（市町や生産者の「生産の目安」を示すかどうかは各地域農業再生協議会が決定します。）

○県域の需要情報を発信します 広島県農業再生協議会 検索  （県再生協ホームページ<http://www.h-suiden.jp/> 掲載（10月予定））

○米の直接支払交付金（7,500円/10a）の廃止に備え 「多収・低コスト化の取り組み」を推進します。

＜推進事例（県中北部）＞

○多収品種の導入	+3,700円
（コシヒカリ531kg/10a⇒あきさかり600kg/10a）	
○密播疎植栽培の導入	+2,000円
○L型肥料の導入	+3,200円



収益向上額
+8,900円/10a

○非主食用米・大豆・麦・園芸作物等への「水田活用の直接支払交付金による支援」を引き続き実施します。

～営農計画書の提出についてのお願い～

※営農計画書：水稻生産実施計画書及び経営所得安定対策等営農計画書兼水稻共済細目書異動申告票

●今後もこれまでどおり水田を所有・耕作している皆様に営農計画書をお配りし回収する予定です。営農計画書の提出をお願いします。

～営農計画書の役割～



営農計画書

水田の作付け
状況の把握

需要に応じた作物
生産振興や不作付
地解消に向けた検
討に活用します!!!

水稻共済細目書異動申告票

経営所得安定対策等の申請書類

作成：広島県農業再生協議会（HP：<http://www.h-suiden.jp/>）

＜問い合わせ先＞広島県（広島市中区基町10-52 農業経営発展課 電話082-513-3557）

または、最寄りの地域農業再生協議会（各市町、各JA）までお問い合わせください。